

令和6年度  
第1回鹿屋市子ども・子育て会議



令和6年5月24日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

# 目 次

## I 報告

- 1 前回の子ども・子育て会議の報告について…………… P 1
- 2 令和5年度地域子ども・子育て支援事業の実績について…………… P 2
- 3 令和6年度子育て関連施策の事業計画について…………… P 12
- 4 こども家庭センターの設置について…………… P 15

## II 協議

- 1 令和7年度教育・保育施設の認定こども園への移行について… P 16
- 2 こども計画（仮称）策定に係るアンケート結果等について…………… P 18

## III その他

- 1 今後のスケジュールについて…………… P 24

# I 報告

## 1 令和5年度子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和6年2月20日（火）
開催場所	鹿屋市役所 7階大会議室（ZOOM会議併用）
出席委員	エルメス委員、木村委員、角委員、川野委員、矢野委員、森委員、角之上委員、藤井委員、 躬川委員、宮下委員、友岡委員、新川委員、有川委員、清水委員、豎山委員、橋元委員、 川崎委員、末吉委員
事務局等	保健福祉部長及び関係担当課長等並びに担当者
議題	報告 1 令和5年度第2回子ども・子育て会議の報告 2 子ども・子育て会議委員の構成見直し 3 地域型保育事業所の閉園  協議 1 こども計画（仮称）策定に係るアンケート調査の結果（中間集計）
会議結果	報告 ・令和5年度第2回子ども・子育て会議の報告 ・子ども・子育て会議委員の構成見直し ・地域型保育事業所の閉園 について事務局用より報告  協議 こども計画（仮称）策定に係るアンケート調査の結果（中間集計）について、資料に基づき事務局から説明を行い、引き続き、会議への報告を行いながら、計画どおり進めることで了承された。

### 『主な意見等』

#### 【放課後の子どもの居場所への関係団体等の連携について】

地域の中で保育園、幼稚園、小学校あるいは放課後子ども教室、放課後等デイサービスなど子どもたちが放課後安心して過ごせるようなネットワークを考えるべきである。県内の自治体では関係部署が連携・工夫して様々な形で試行している。鹿屋市でも今後、取組が必要ではないかと思っており、子ども・子育て会議の中で作業部会あるいはワーキンググループなどの組織作りも必要ではないか。

（回答）鹿屋市では、子ども子育て支援事業計画の中で、新放課後子ども総合プランも記載し、子ども・子育て会議の中で意見を伺っているので、関係団体・部署で議論ができていないかと考えている。個別に運営委員会を持っている自治体の事例もあるが、委員の方々が重複することもあり、子ども子育て会議で代替している自治体もある。アンケートの中間報告でも、放課後の子どもの居場所などのニーズは変容していくことも想定されることから、関係団体の方々のご意見を伺えるような機会は検討したいと考えている。

#### 【アンケートの今後の活用方法について】

アンケートについて、他自治体との比較など、専門家の検討がなされるのか。また、街全体のビジョンが分かりにくいと思うため、まちづくりの視点などの意見なども取り入れていただきたい。

（回答）今回の調査については、専門的な見地を有する事業者に委託している。今後、他調査等との比較や、クロス分析などを活用し、市役所各部署の意見等も踏まえながら進めていく予定である。

## 2 令和5年度地域子ども・子育て支援事業の実績について

### (1) 子育て支援施策における本市の現状

#### ▶ 出生数の推移

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国	946,065	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
鹿児島県	13,209	12,956	11,977	11,638	11,618	10,540
鹿屋市	1,017	963	910	908	869	790

※厚生労働省、鹿児島県の人口動態調査

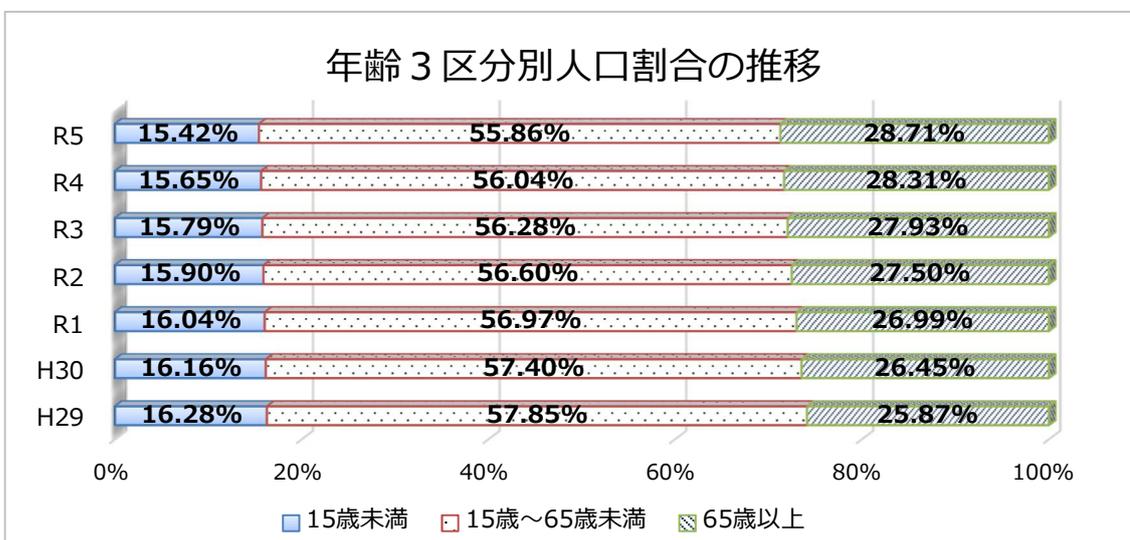
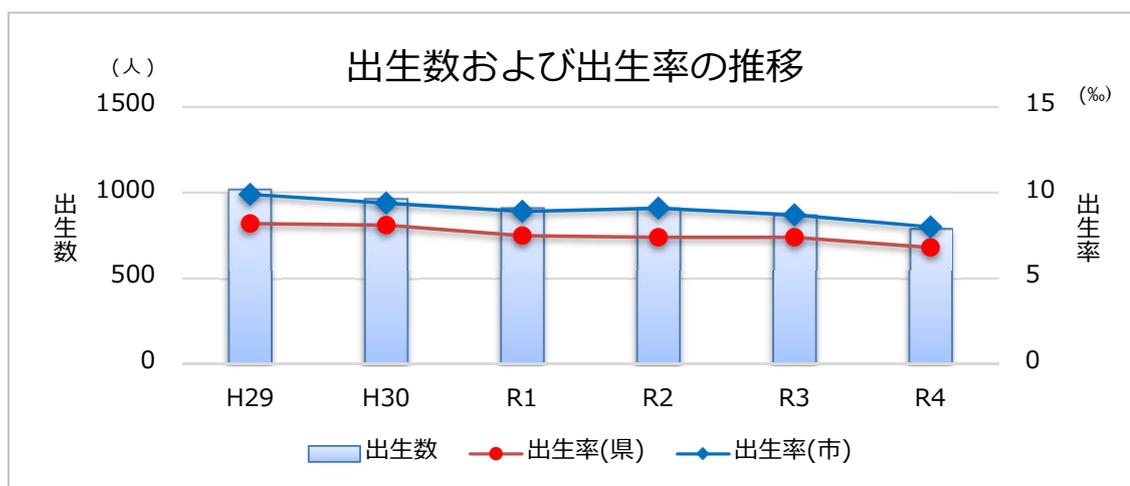
#### ▶ 出生率の推移

(単位：%)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
鹿児島県	8.2	8.1	7.5	7.4	7.4	6.8
鹿屋市	9.9	9.4	8.9	9.1	8.7	8.0

※厚生労働省、鹿児島県の人口動態調査

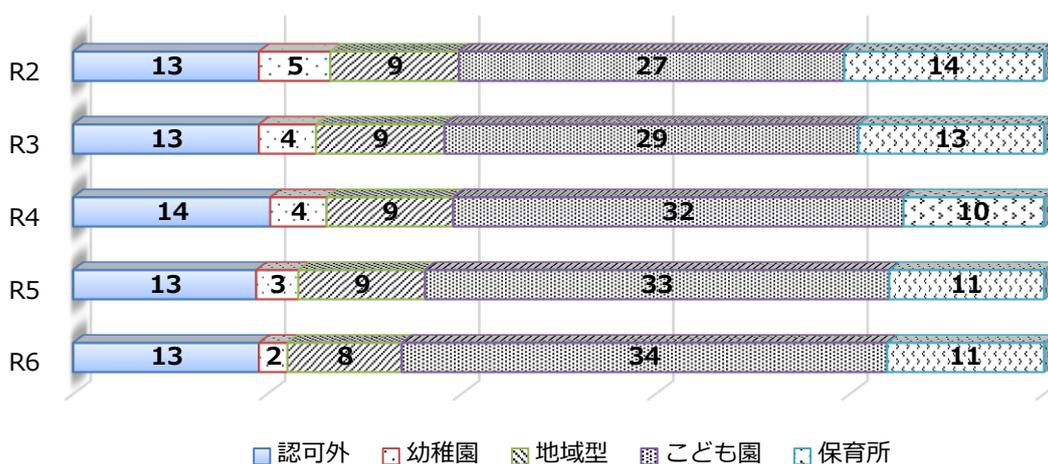
【出生率】一定人口に対するその年の出生数の割合。一般的には人口1,000人当たりにおける出生数を指す。



▶ 保育所・幼稚園等の市内施設数の推移

区分	R2	R3	R4	R5	R6
保育所	14	13	10	11	11
認定こども園	27	29	32	33	34
幼保連携型	19	20	20	20	20
保育所型	8	8	11	11	11
幼稚園型		1	1	2	3
地域型保育事業	9	9	9	9	8
幼稚園	5	4	4	3	2
認可外保育施設	13	13	14	13	13
保育所、事業所内	6	6	6	5	5
企業主導型	7	7	8	8	8
合計	68	68	69	69	68

保育所等の施設数の推移



▶ 保育所・幼稚園等の定員の推移（R6.4.1現在）

（単位：人）

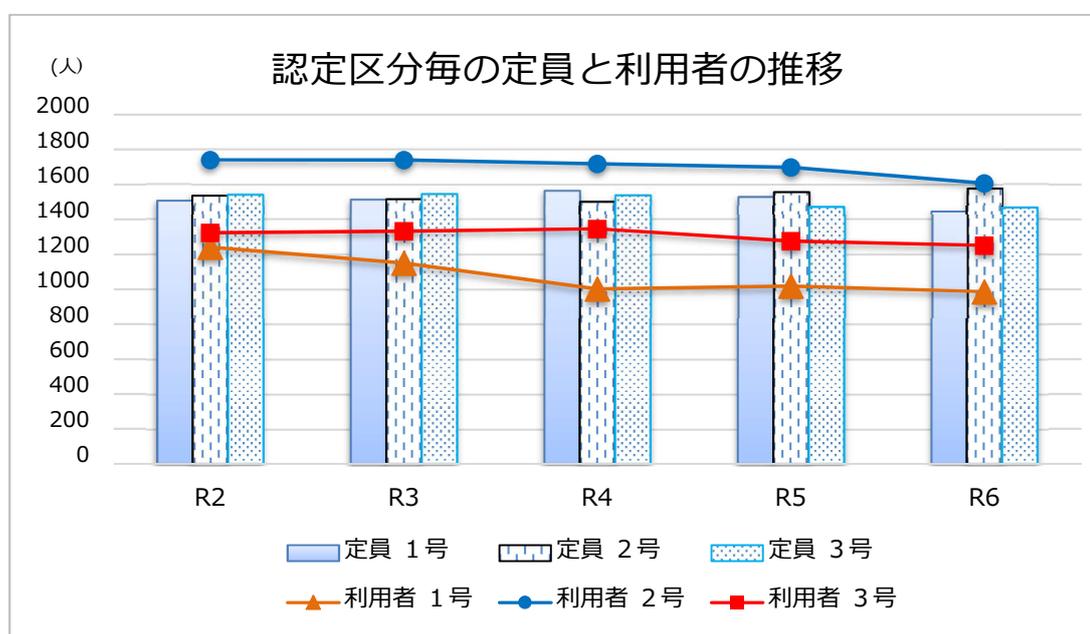
区分	R2	R3	R4	R5	R6
保育所等 ①	3,787	3,928	3,958	4,153	4,172
保育所	910	840	635	695	685
認定こども園	2,694	2,905	3,140	3,275	3,320
地域型保育事業所	183	183	183	183	167
幼稚園 ②	800	650	650	470	340
小計 (①+②)	4,503	4,578	4,608	4,623	4,512
認可外保育施設 ③	479	483	439	357	354
保育所、事業所内	280	277	214	125	122
企業主導型	199	206	225	232	232
合計 (①+②+③) ④	5,066	5,061	5,047	4,980	4,866

▶ 保育所・幼稚園等の利用者の推移 (R6.4.1現在)

(単位：人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
保育所等 ①	3,658	3,743	3,648	3,695	3,623
保育所	923	867	667	686	661
認定こども園	2,650	2,783	2,877	2,927	2,884
地域型保育事業所	85	93	104	82	78
幼稚園 ②	648	478	418	299	221
小計 (①+②)	4,306	4,221	4,066	3,994	3,844
認可外保育施設 ③	279	277	293	242	217
保育所、事業所内	129	125	139	60	28
企業主導型	150	152	154	182	189
合計 (①+②+③) ④	4,585	4,498	4,359	4,236	4,061

※利用者数には、市外施設への入所者(126人)を含む。



▶ 年齢別利用者数 (R6.4.1現在)

(単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
推計人口(第2期計画)	839	849	861	869	922	925	5,265
保育所等 ①	128	529	594	745	789	838	3,623
保育所	16	110	118	139	124	154	661
認定こども園(1号)				293	252	220	765
認定こども園(2・3号)	103	380	448	311	413	464	2,119
地域型保育事業所	9	39	30				78
幼稚園 ②				72	90	59	221
認可外保育施設 ③	36	71	65	18	12	15	217
保育所、事業所内	2	14	10	1	0	1	28
企業主導型	34	57	55	17	12	14	189
合計 (①+②+③)	164	600	659	835	891	912	4,061
利用率(合計/推計人口)	19.5	70.7	76.5	96.1	96.6	98.6	77.1
割合		55.8%		97.1%			

※利用者数には、市外施設への入所者(126人)を含む。

※※地域型保育事業の利用数は従業員枠を含む。

(参考) 女性の就業率の推移

(単位: %)

R1	R2	R3	R4	R5
52.2	51.8	52.2	53.0	53.6

※総務省統計局「労働力調査(基本集計)2023年(令和5年)平均」

## ▶ 教育・保育施設の量の見込み(利用者数)と確保方策(定員)

(単位: 人)

認定区分	教育	保育			合計
	1号	2号	3号	小計	
利用者数(A)	986	1,607	1,251	2,858	3,844
定員(B)	1,445	1,552	1,515	3,067	4,512
(B) - (A)	459	▲55	264	209	668
弾力運用後の受入可能数		1,785	1,742	3,527	

※弾力運用後は保育部分の定員(B)の115%で算出している。(小数点以下四捨五入)

## ▶ 保育(2・3号)における年齢毎の潜在的待機児童

(単位: 人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R4.4.1	4	10	15	6	6	2	43
R4.9.1	27	7	13	5	3	3	58
R4.12.1	58	9	11	3	4	3	88
R5.3.31	72	9	10	4	3	3	101
R5.4.1	3	14	4	4	2	1	28
R6.3.31	59	9	4	5	2	0	79
R6.4.1	4	7	10	4	6	0	31

### 【潜在的待機児童】

保育所等の入所申込申請時に第3希望まで施設を記入可能であるが、第3希望までの施設への入所が定員等の関係でできず、他の施設に入所が可能な状況があり保護者に施設を紹介しても、希望したいずれかの施設に入所したいと考えている場合は、潜在的待機児童としている。

国の待機児童調査では、特定の保育施設を希望している場合は、待機児童の数値から除外することができるという定義がある。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

### ① 利用者支援事業

母子保健に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を実施しています。

【実施場所：鹿屋市保健相談センター】

- ・母子手帳の交付      ・来所相談      ・電話相談      ・訪問指導      ・ケアプラン作成
- ・関係機関との連携、ケース会議      ・妊娠、出産、子育てに係る情報提供
- ・妊娠中の健康管理、産後ケア、乳房ケア、子どもの測定、発育発達の相談      など

[実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1
(参考)延べ利用者数		1,913	1,924	2,037	2,017	1,778

※R5:母子手帳交付数、相談室来所（妊産婦、乳幼児、転出入）、電話相談、沐浴教室、母乳相談の件数を計上

### ② 地域子育て支援拠点事業

概ね3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い、一緒に遊びながら交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについて相談を行う事業です。

【実施施設】

施設名	設置場所	開設日
子育て交流プラザ	県民健康プラザ	火～日
つどいの広場「ひよこ」	東地区学習センター	月・水・金
つどいの広場「りな」	リナシティかのや	月～金(祝日は除く)
つどいの広場「ふれあい」	串良ふれあいセンター	月・水・金
つどいの広場「ひまわり」	西原地区学習センター	月・水・金
つどいの広場「バンビ」	田崎地区学習センター	月・水・金
つどいの広場「太陽の丘」	西原台小学校となり	火～金・日
ふたばRCルーム	二葉保育園併設	月～金(祝日は除く)
わかば楽々	わかば保育園併設	月～金(祝日は除く)

【利用料金】無料(※講習会、イベント内容によっては材料費等の負担あり)

[実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
1月あたりの平均延べ人数	量の見込み	1,638	1,421	1,378	1,337	1,903
	確保方策	1,638	1,421	1,378	1,337	1,903
	実績	1,151	906	1,554	2,187	3,145
実施箇所数	確保方策	7	7	7	7	7
	実績	7	8	8	8	9

### ③ 妊婦健康診査

妊娠から出産までに必要とされる14回の妊婦健康診査を全額公費負担にすることで、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るとともに、疾病や異常の早期発見、早期治療について助言し、安心して出産できるように支援する事業です。

【実施施設】市内の産婦人科、鹿児島県医師会に所属の県内の産婦人科、鹿児島市立病院、鹿児島大学病院、鹿屋医療センター、県立大島病院、都城市北諸県郡医師会、国立病院機構都城医療センター、助産院ここいやし、里帰り出産等による他県での受診も可能

(参考) 妊婦歯科健診(妊娠中1回)、実施施設：鹿屋市歯科医師会、肝付歯科医師会に所属する協力歯科医院、会外5歯科医院

	R1	R2	R3	R4	R5
受診者数 (受診率)	381 (32.4%)	401 (42.2%)	419 (46.3%)	367 (44.6%)	356 (47.5%)

[実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
延べ回数	量の見込み	12,726	10,924	10,622	10,319	9,703
	確保方策	12,726	10,924	10,622	10,319	9,703
	実績	11,314	10,786	10,723	9,232	8,903
受診券配布 窓口	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児がいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き子育てに関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【対象者】 生後2か月～4か月までの乳児のいるすべての家族

【訪問者】 保健師・助産師・母子保健推進員等

【実施内容】 ①育児に関する不安や悩みの聴取、相談

②子育て支援に関する情報提供

③養育環境等の把握（質問票による聞き取り）

[実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
人数	量の見込み	788	713	693	675	681
	確保方策	788	713	693	675	681
	実績	750	727	687	686	643
対応箇所	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

## ⑤ 子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業)

保護者が疾病、出産、看護、事故、災害等の社会的理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業です。

【対象児童】	18歳未満の児童	
【利用期間】	原則7日以内	
【利用料金(1日)】	2歳未満の児童・・・8,650円	2歳以上の児童・・・4,740円
	※所得に応じた軽減措置あり	
【実施施設】	2歳未満の児童・・・かのや乳児院(寿8丁目)	
	2歳以上の児童・・・児童養護施設大隅学舎(西原2丁目)	

### [実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
延べ人数	量の見込み	70	70	70	70	59
	確保方策	70	70	70	70	59
	実績	17	24	31	20	35
契約施設	確保方策	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2	2

## ⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【対象児童】	原則として小学生以下(※障がいのある子どもにあっては18歳まで)	
【利用時間及び利用料金】	月～金	(午前7時～午後7時) 600円/1時間
	土、日、祝	(午前7時～午後7時) 700円/1時間
【実施場所】	社会福法人 鹿屋市社会福祉協議会	

### [実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
延べ人数	量の見込み	200	400	400	400	450
	確保方策	200	400	400	400	450
	実績	335	400	503	647	652
(参考) 延べ人数(未就学児)		1,050	592	351	412	260

## ⑦ 一時預かり事業

家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ア 幼稚園型

【対象者】幼稚園、認定こども園に在籍する1号認定(満3歳以上)の幼児

【利用時間】各園の教育時間の前後(概ね7時から18時まで)

【利用料金】概ね1日450円※各実施施設により異なります

【実施場所】認定こども園

#### [実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
延べ人数	量の見込み	87,723	108,702	150,822	153,252	107,439
	確保方策	87,723	108,702	150,822	153,252	107,439
	実績	86,313	120,964	98,135	82,386	92,679
実施箇所	確保方策	24	29	29	34	30
	実績	22	27	28	27	29

### イ 一般型

【対象者】主として保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない乳幼児

【利用時間】概ね7時から18時まで(※各実施施設により異なります)

【利用料金】概ね1日2,000円(※各実施施設により異なります)

【実施施設】保育所、認定こども園

#### [実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
延べ人数	量の見込み	5,907	6,190	6,054	5,867	967
	確保方策	5,907	6,190	6,054	5,867	967
	実績	3,611	1,540	1,193	1,240	1,208
契約施設	確保方策	7	7	8	7	9
	実績	7	7	8	9	12

## ⑧ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

- 【対象児童】 保育所等に入所している児童  
 【利用時間】 概ね 18 時以降（30 分延長または 1 時間延長）  
 【利用料金】 実施施設毎に設定  
 【実施場所】 保育所、認定こども園

[実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
延べ人数	量の見込み	1,432	1,282	1,257	1,232	900
	確保方策	1,432	1,282	1,257	1,232	900
	実績	1,328	1,235	1,080	992	918
実施箇所	確保方策	29	27	27	27	25
	実績	27	27	25	25	29

## ⑨ 病児保育事業

病気によって保育所等に預けられない児童を、保護者の勤務の都合等により家庭で保育できない場合に、病院に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

- 【対象児童】 当面症状の急変が認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童  
 【利用時間】 月～金：8:00～18:00、土：8:00～12:00※日・祝・クリニック休診日は休み  
 【利用料金】 1日当たり：0～2,000円（※市民税所得割額に応じて）  
 【実施施設】 まつだこどもクリニック併設「森のくまさん家」

[実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
延べ人数	量の見込み	1,057	901	901	901	901
	確保方策	1,057	901	901	901	901
	実績	802	461	623	629	654
実施箇所	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

## ⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【対象児童】 小学校に就学している全児童（小学6年生まで）  
 【利用時間】 授業終了後から概ね 19:00 まで（児童クラブごとに時間を設定）  
 【利用料金】 概ね月 6,000 円（児童クラブ毎に利用料金を設定）  
 【実施施設】 社会福祉法人等

### [実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
登録児童数	量の見込み	1,953	1,895	2,038	2,197	2,110
	確保方策	1,953	1,895	2,038	2,197	2,110
	実績	1,838	2,083	2,192	2,067	1,969
実施箇所	確保方策	29	32	33	34	34
	実績	32	32	32	33	35

## ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度未移行幼稚園に対して保護者が支払うべき、給食（副食材料費）の提供に要する費用を助成する事業です。

【実施施設】 新制度未移行幼稚園

### [実績]

		R1	R2	R3	R4	R5
人数	量の見込み		260	179	179	120
	確保方策		260	179	179	120
	実績	185	191	168	164	98

### 3 令和6年度事業実施計画

**新** …新たな取組

**拡** …既存の取組内容や対象の拡大

#### ■ 学校給食の完全無償化（学校教育課）

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小・中学生の学校給食費の全額を支援します。

##### **拡** ▶ 小中学校の学校給食費無償化【1/2→全額】

区分	給食費	支援額	年間支援額
小学生	1食当たり 250円	1食当たり <b>250円</b>	<b>約50,000円</b>
中学生	1食当たり 300円	1食当たり <b>300円</b>	<b>約60,000円</b>

#### ■ 妊産婦の産前・産後支援（こども家庭課）

母親の出産・育児に関する不安等の心身のケアの充実を図り、安心して地域で産み育てることができる環境や支援体制を整備します。

##### **新** ▶ 初回産科受診料の負担軽減（産前）

・妊娠判定時の産科受診料の一部支援

##### **▶ 産後ケアの充実（産後）**

産後ケア区分	支援額	自己負担額
<b>新</b> 日帰り型	<b>7,000円～18,500円</b>	<b>1,500円～3,000円</b>
宿泊型	<b>14,000円～37,000円</b>	<b>3,000円～6,000円</b>

※ 支援額・自己負担額は世帯所得によって異なる。

#### ■ 子どもの医療費等の負担軽減（健康増進課・子育て支援課）

13歳未満の子に対する2回目のインフルエンザ予防接種を推進するとともに、子ども医療費無償化の対象を拡大するなど子育て世帯への負担軽減に取り組み、安心して子育てできる環境を整備します。

##### **拡** ▶ インフルエンザ予防接種費用の負担軽減

・13歳未満の子の1・2回目インフルエンザ予防接種費用に  
対して2,000円補助



##### **拡** ▶ 子ども医療費の支援拡大

・修学等により親元を離れる子を子ども医療費無償化の対象に拡大

## ■ 児童手当法の改正（子育て支援課）

児童手当法の改正（令和6年10月）により、児童手当の支給対象が拡充される予定です。

### 拡 ▶ 児童手当の支給対象拡充

- ・ 児童手当の所得制限撤廃（所得制限なし）
- ・ 高校生年代までの支給延長（中学終了まで→高校生年代まで）
- ・ 第3子以降は月3万円に増額
- ・ 算定対象児童を大学生年代（22歳）まで拡大
- ・ 年6回に支給（3回（2・6・10月）→6回（偶数月））

## ■ 親子で楽しめるイベントの開催（子育て支援課）

子育て支援の一環として、子育て世帯が親子で学ぶ交流イベントを開催するとともに、本市が実施している子育て支援施策等の情報提供を行います。

### ▶ わくわくキッズまつりの開催

- ・ 親子クッキング（食育）や親子工作教室、キャラクターショーなど親子で学び・体験できるイベントを開催

## ■ ひとり親家庭への支援拡充（子育て支援課）

離婚前後の親の養育費の取得確保を支援するため公正証書作成費用や養育費保証契約費用の一部を補助します。

### 新 ▶ 養育費に関する公正証書等作成促進補助金

- ・ 子どもの養育費にかかる公正証書作成にかかった経費の一部を助成。
- ・ 養育費の取り決めをしたひとり親家庭と保証会社の間で締結した養育費保証契約の初回の保証料の一部を助成。

## ■ グローカル人材の育成（政策推進課・学校教育課）

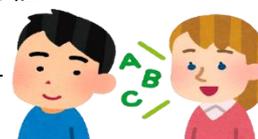
国際化・情報化社会の進展や在留外国人の増加により、共通言語としての英語の重要性が高まる中、英語教育を通して、国際社会で活躍できる人材の育成を目指します。

### 新 ▶ イングリッシュカフェの開催

- ・ 自然な交流の中で英語を身に付けることのできる場として、英語のみの環境で英会話を体験できる場「English Café」を開催

### ▶ かのやこども PR 大使の台湾派遣

- ・ 市内の児童生徒（7人程度）を台湾に派遣



## ■ 誰でも学べる市民講座（生涯学習課・デジタル推進課）

中央公民館の一部機能がリナシティかのやへ移転することに伴い、市民ニーズの高い講座メニューの追加など、誰もが学びたくなる市民講座の充実を図ります。

### 拡 ▶ 子どもから大人までを対象とした市民講座の開催

講座内容	
新規	初心者向け資産形成講座、LINE 活用講座、1-1-1-1作成入門講座 郷土史講座、英会話講座 など
継続	スマホ活用講座、生け花、フラダンス パン作り講座、韓国語講座 など

## ■ 生涯学習・社会教育の推進（生涯学習課）

自ら主体的に学習できるよう学習情報や学習機会の提供、学習成果活用の環境づくりなどに努め、豊かな地域社会の実現を目指します。

### 新 ▶ おおすみ総文祭の開催

「2023かごしま総文」を契機とした大隅地域の高校生に発表の場を提供

時期	場所	内容
11月頃	リナシティ	・音楽・ダンス、書道パフォーマンスなどの発表 ・技術系・木工系の作品展示発表 ・調理場を活用した高校生シェフの料理発表 など

### 新 ▶ 寺子屋シンポジウムの開催

時期	場所	内容
2月頃	リナシティ	・子ども学習分野の専門家による基調講演や活動事例報告の実施

## 4 こども家庭センターの設置について

### ◆設置の背景

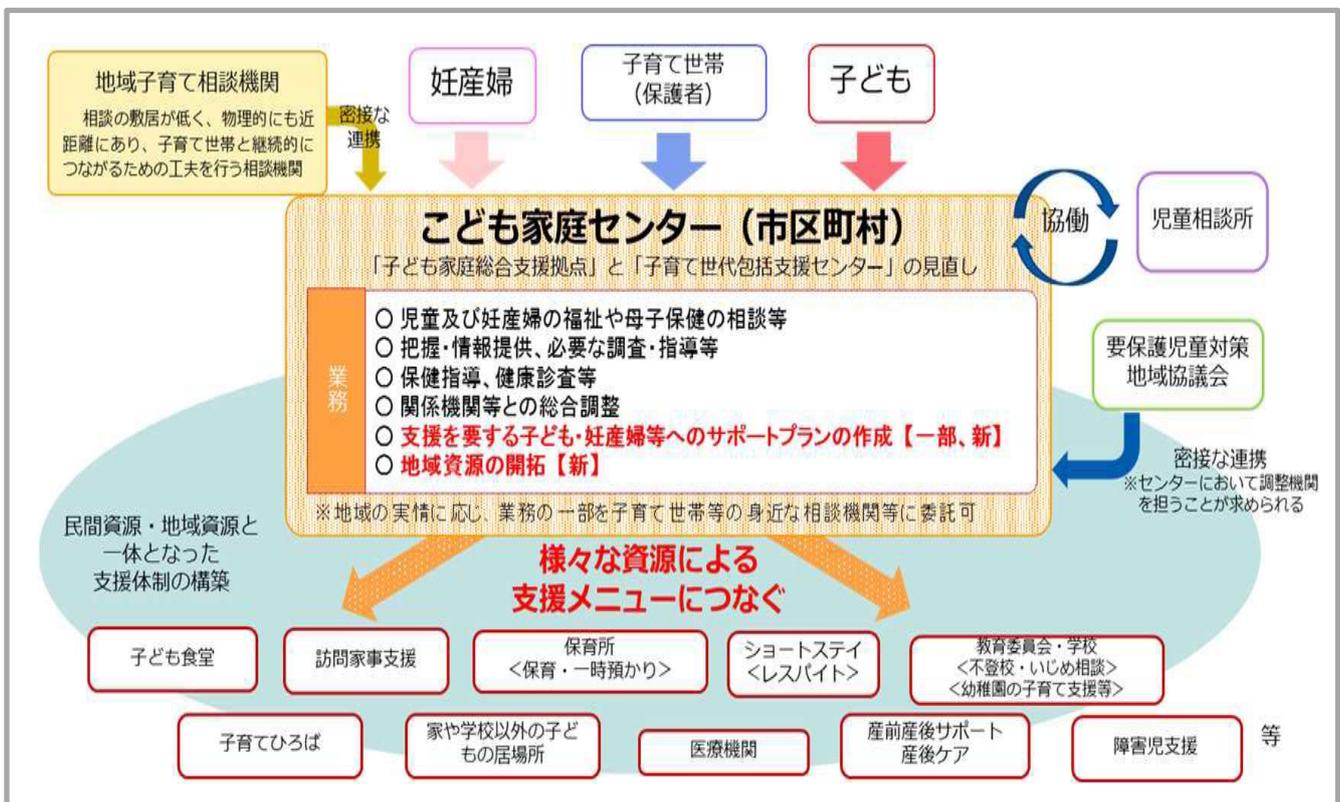
- 児童福祉法の一部改正により、市町村は児童福祉と母子保健の更なる連携を図り、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもたちへ一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を設置することが令和6年度からの努力義務とされました。
- 本市ではこれまで、子ども家庭総合支援拠点の機能を持つ「家庭相談係」（子育て支援課）と「子育て世代支援センター（すくすくルーム）」（健康増進課）にて、妊産婦や子育て世帯等に対する支援に取り組んできましたが、双方の機能を再編・充実させた「こども家庭センター」を設置することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指してまいります。

### ◆設置場所

鹿屋市役所 1階『こども家庭課』内

### ◆設置年月日

令和6年4月1日



## II 協議

### 1 令和7年度認定こども園への移行について

#### ▶移行希望の調査結果

令和7年度に認定こども園に移行を希望している教育・保育施設及び内容については下記のとおりです。

現行（令和6年度） (単位:人)					希望内容（令和7年度） (単位:人)																
施設名称	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳			備考												
		1号	2号	3号		1号	2号	3号													
①東原保育園	60		40	20	70 (+10)	10 (+10)	36 (-4)	24 (+4)	保育所型												
②平和保育園	60		33	27	70 (+10)	10 (+10)	33 (±0)	27 (±0)	保育所型												
➔																					
					↓																
					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">移行後 定員</th> <th colspan="3">定員内訳</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員増減（合計）</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>-4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>					移行後 定員	定員内訳			1号	2号	3号	定員増減（合計）	20	20	-4	4
移行後 定員	定員内訳																				
	1号	2号	3号																		
定員増減（合計）	20	20	-4	4																	

#### ▶移行に係る判断基準との比較

認定こども園への移行については、保護者の選択に基づき柔軟にこどもを受け入れるための体制確保に向けての取り組みを推進することとしています。

鹿屋市では、令和3年度から令和7年度までの保育所等の定員変更に係る具体的な判断基準を定めています。

① 施設名	東原保育園（東原町）
設置主体	社会福祉法人 東原福祉会
移行を希望する理由	こどもの保育の必要の有無に関わらず受け入れるよう幼稚園機能を備えることで、保護者の就労等の状況に関係なく受け入れが可能となり、また、これまでの保育サービスの提供だけでなく、幼児教育も併せて行うことで幅広く利用者ニーズに応えることができるようになるため、認定こども園への移行を希望する。
判断基準との比較	【基準1(2)①】教育の定員は10人以下である。 【基準1(2)③】保育の定員は現状のままである。

#### ▶周辺施設の意見

東原保育園の認定こども園への移行について、周辺の施設へ聞き取りにより意見徴収を行いました。

意見徴収の内容 ・東原保育園の意向を尊重する。

## ▶移行に係る判断基準との比較

② 施設名	平和保育園（田崎町）
設置主体	社会福祉法人 平和福祉会
移行を希望する理由	保護者の就労の有無にかかわらず、教育及び保育サービスを提供できるよう整えることは、保護者の就労と子育ての両立等を支援することに繋がる。また、利用者の多様化する需要に応じることができるよう、教育及び保育それぞれの視点から多様な事業を展開できるようにするため、認定こども園への移行を希望する。
判断基準との比較	【基準1(2)①】教育の定員は10人以下である。 【基準1(2)③】保育の定員は現状のままである。

## ▶周辺施設の意見

平和保育園の認定こども園への移行について、周辺の施設へ聞き取りにより意見徴収を行いました。

意見徴収の内容 ・平和保育園の意向を尊重する。

### 令和3年度から令和7年度の保育所等の定員変更に係る具体的な判断基準 (一部抜粋)

#### 【基準1】 認定こども園への移行について

##### (2) 保育所から認定こども園へ移行する場合

- ① 教育の認可定員は、10名を上限として移行できるものとする。ただし、2号・3号の認可定員を5名減とした場合は、15名を上限として移行できるものとする。なお、保育の弾力運用は可能とする。
- ② 国の保育所等整備交付金を活用した保育所が、施設整備を行った後に、教育定員を認可定員上限の15名以内で増やす場合においては、補助金適正化法の関係から、保育の2号・3号認可定員の減は求めないものとする。
- ③ 保育の定員は、
  - (ア) 現行の認可定員数を上限に移行できるものとする。
  - (イ) 平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、利用定員減をすることができるものとし、移行後は原則2年間、利用定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。

## II 協議

### 2 こども計画（仮称）策定に係るアンケート調査の結果について

#### i 調査の概要

##### (1) 調査目的

本調査は、次期計画（計画期間：令和7年度～11年度）の策定にあたり、基礎調査として子育てに関する生活実態や利用意向などを把握することを目的に実施しました。また、保護者や子どもの生活・教育状況等のニーズを把握することを目的として実施しました。

##### (2) 調査対象及び調査方法

###### 【鹿屋市 子育てに関する生活実態等調査】

- ① 就学前児童保護者 : 保育所等を通じた配付・インターネット上での回収
- ② 小学校児童保護者 : 学校を通じた配付・インターネット上での回収
- ③ 小学5年生 : 学校を通じた配付・インターネット上での回収
- ④ 小学5年生保護者 : 学校を通じた配付・インターネット上での回収

###### 【鹿屋市 こども・若者の意識と生活に関する調査】

- ⑤ 子ども・若者 : 郵送による配付・回収及びインターネット上での回収

###### 【鹿屋市子ども・若者支援に関する支援者調査】

- ⑥ 事業所 : 郵送による配付・回収及びインターネット上での回収

##### (3) 調査期間

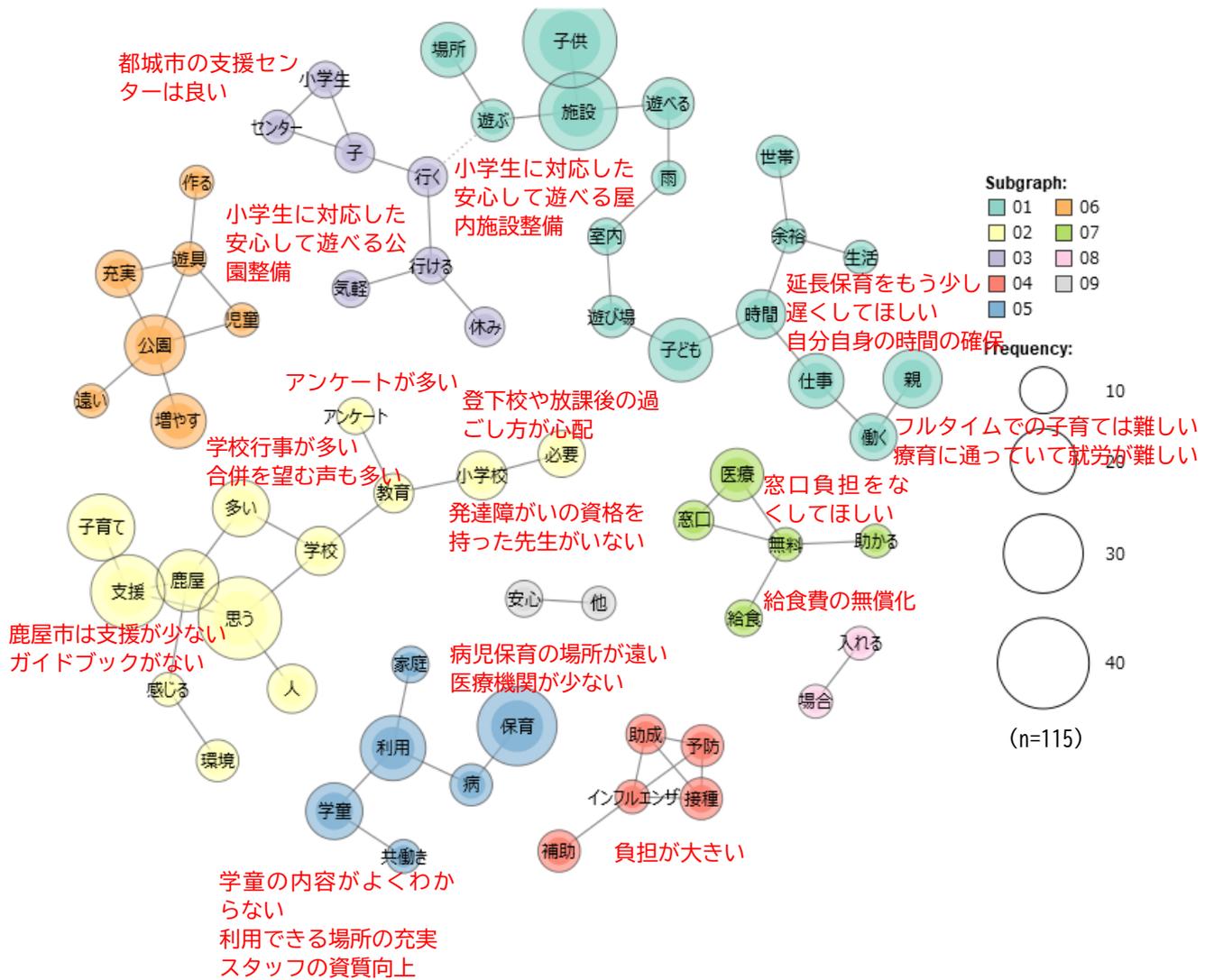
令和5年11月～令和6年4月

##### (4) 回収状況（有効回答数）

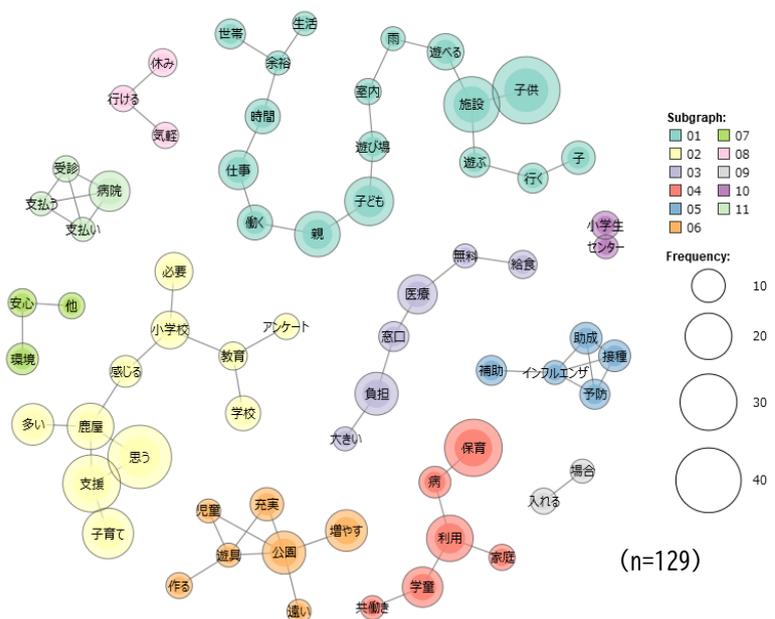
調査先	配布数	回収件数	回収率
①就学前児童保護者	4,017件	1,042件	25.9%
②小学校児童保護者	4,574件	892件	19.5%
③小学5年生	1,033件	670件	64.9%
④小学5年生保護者	1,033件	294件	28.5%
中学2年生 中学2年生保護者	鹿児島県において調査		
⑤子ども・若者	2,500件	515件	20.6%
⑥事業所	81事業所	32事業所	38.3%



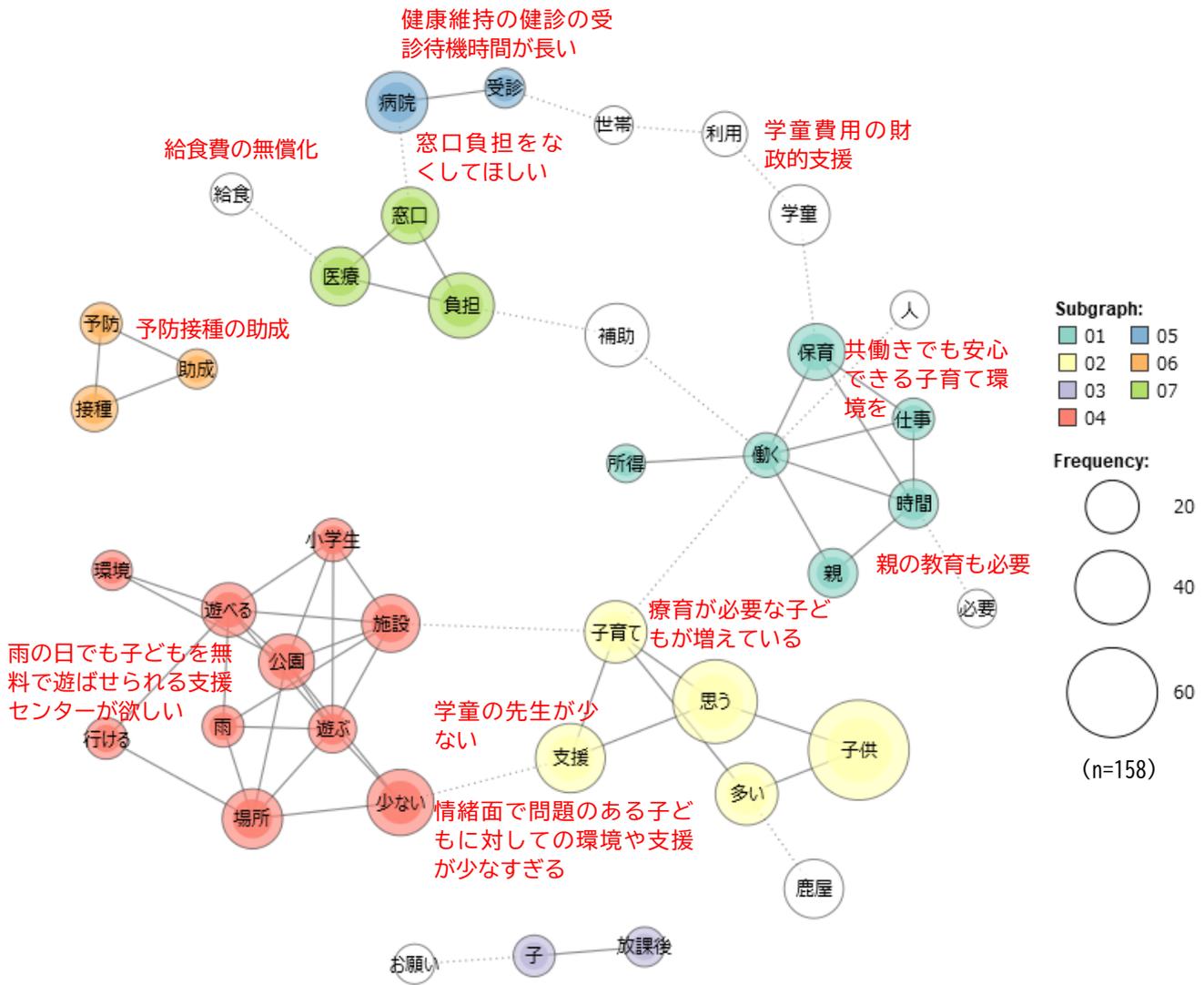
# 《3～6歳未就学児童》



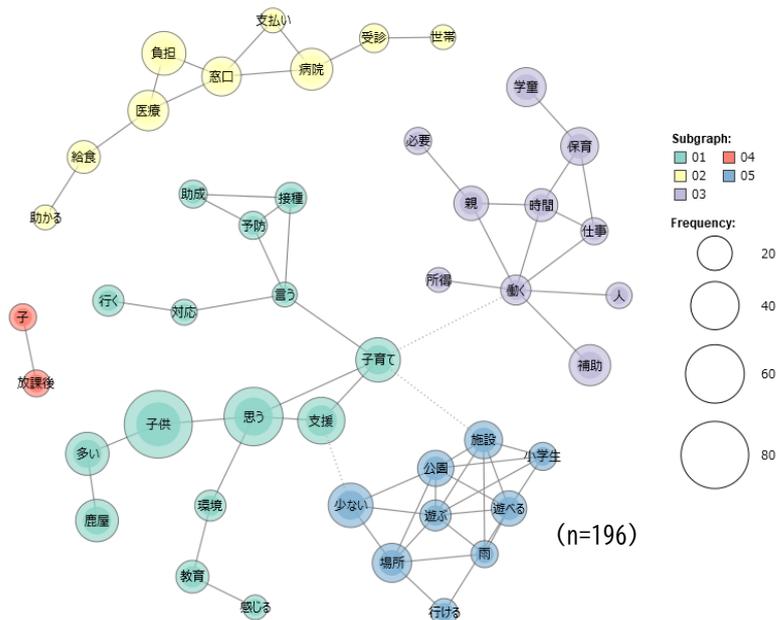
【参考】3～6歳未就学児童（自由意見）



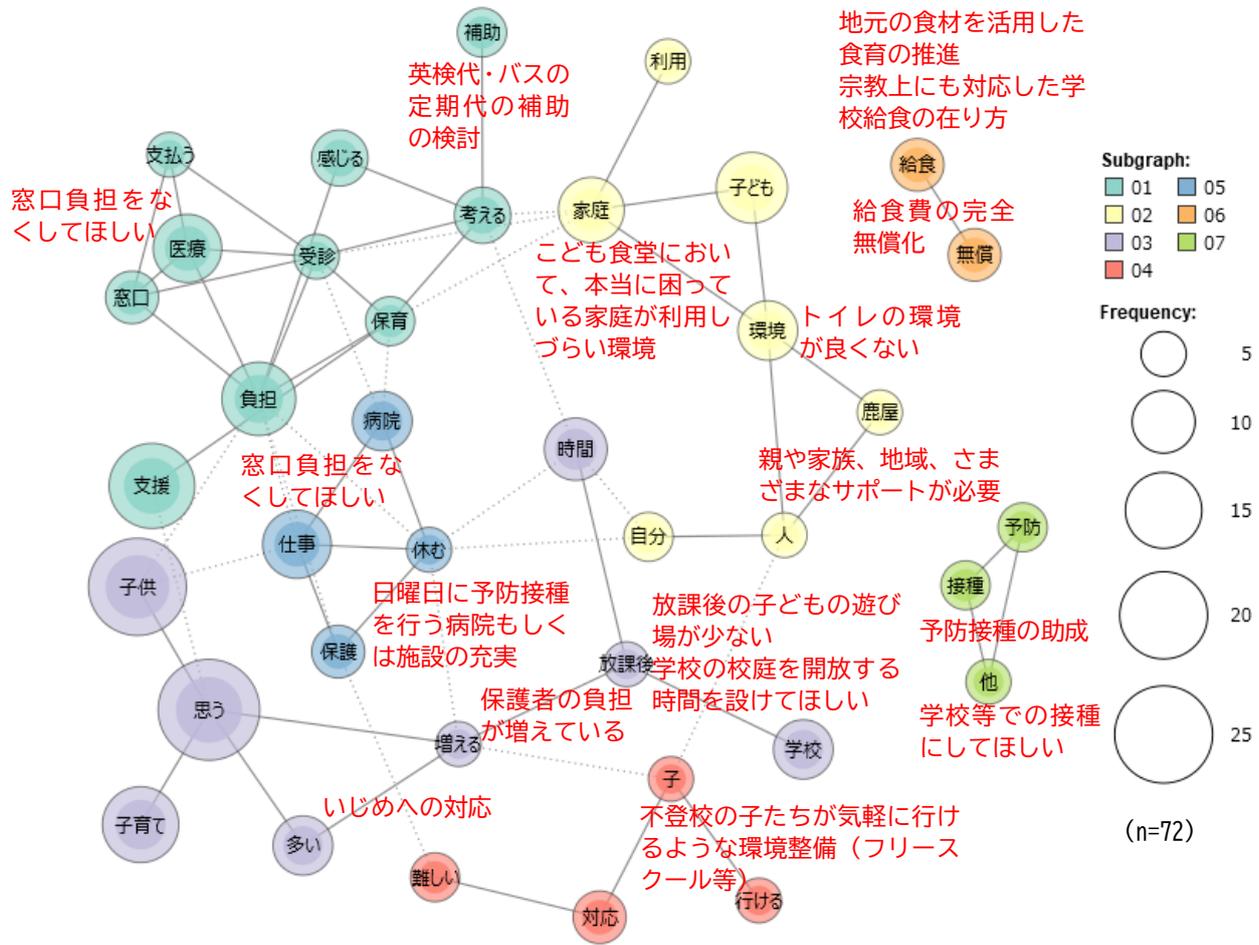
# 《低学年就学児童》



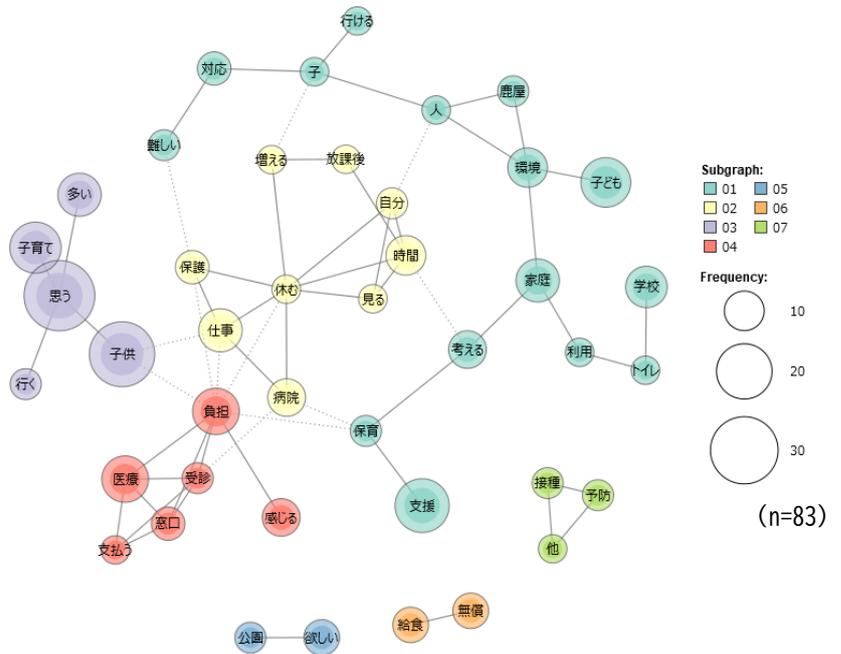
【参考】低学年就学児童（自由意見）



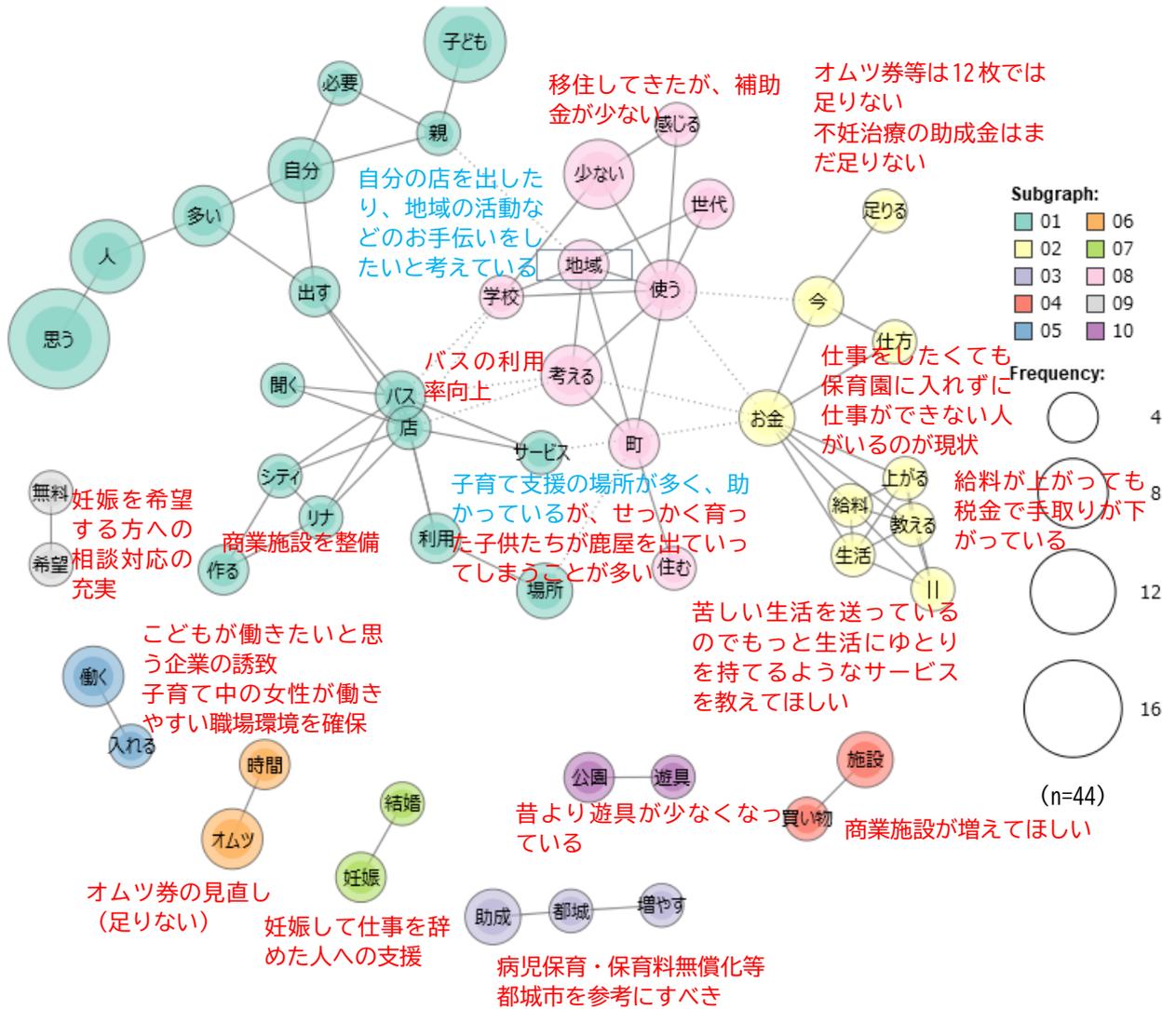
# 《高学年就学児童》



## 【参考】高学年就学児童（自由意見）



《若者本人 (15~39 歳)》



### Ⅲ その他

#### (1) 令和6年度鹿屋市子ども・子育て会議スケジュール

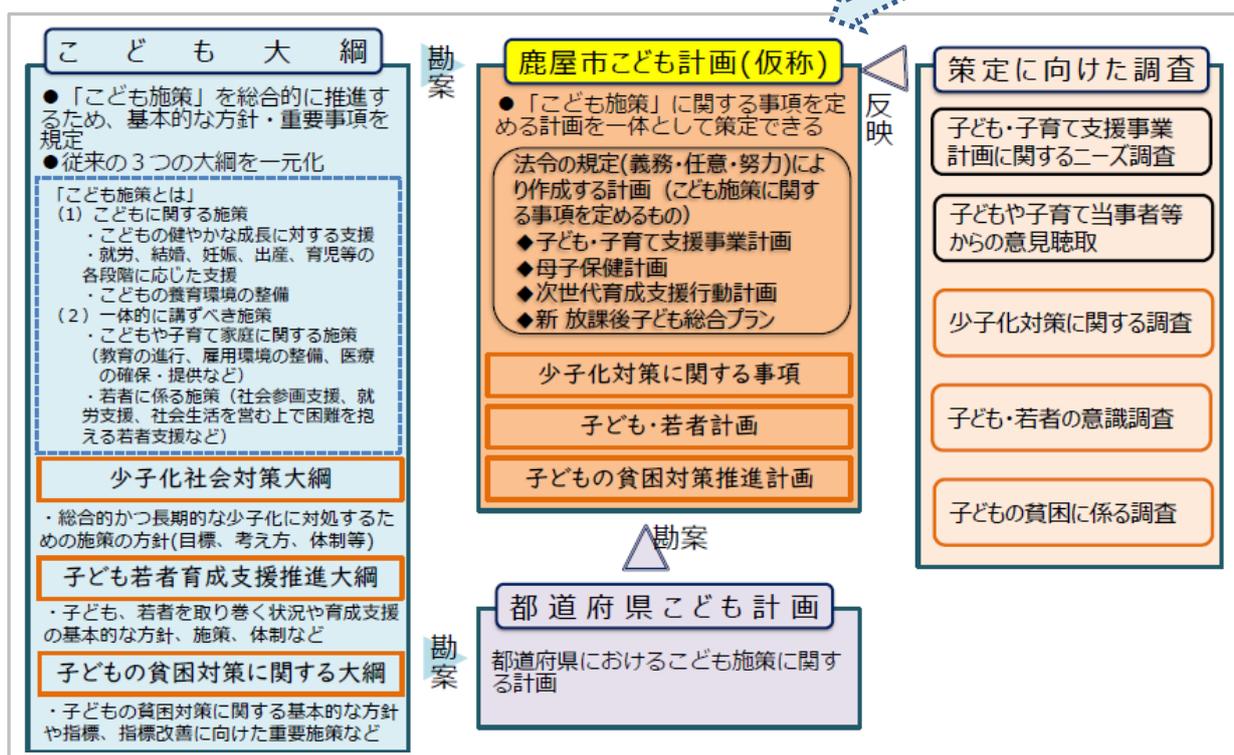
令和6年度の鹿屋市子ども・子育て会議については、年5回の開催を予定しています。スケジュールと主な内容については、下記のとおりです。

	開催（予定）日	主な内容
第1回	5月24日（金） 14:00～	○認定こども園への移行について ○地域子ども・子育て支援事業の実績 他
第2回	7月下旬または8月上旬 14:00～	○量の見込みと確保方策 ○計画の骨子（案） 他
第3回	9月下旬 14:00～	○計画の構成内容 他
第4回	11月上旬 14:00～	○教育・保育施設の定員変更 ○計画書素案 他
第5回	2月中旬 14:00～	○パブリックコメントの報告 ○計画書修正案 他

#### （参考）計画の期間

令和7年度（2025年度）を初年度として令和11年度（2029年度）までの5カ年を対象期間とする。

平成 22年度	～	平成 25年度	平成 27年度	～	令和 元年度	令和 2年度	～	令和 6年度	令和 7年度	～	令和 11年度
次世代育成支援対策 行動計画			第1期子ども・子育て 支援事業計画			第2期子ども・子育て 支援事業計画			こども計画（仮称）		



## ■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	エルメス 恵子 <sup>けいこ</sup>	市民委員	
2		蜂谷 友香 <sup>ゆか</sup>	市民委員	
3		橘 拓真 <sup>たくま</sup>	市民委員	
4		阿蘇品 伸三 <sup>しんぞう</sup>	市民委員	
5		竹中 愛美 <sup>あみ</sup>	市民委員	
6		柿迫 愛美 <sup>あみ</sup>	市民委員	
7	第2号委員	矢野 常広 <sup>つねひろ</sup>	鹿屋市医師会	
8		安樂 博史 <sup>ひろし</sup>	鹿屋市歯科医師会	
9		森 克己 <sup>かつみ</sup>	国立大学法人鹿屋体育大学	
10	学識経験者	角ノ上 琢 <sup>たく</sup>	鹿児島県大隅児童相談所	
11		泊 浩太郎 <sup>こうたろう</sup>	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		下村 尚 <sup>たかし</sup>	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第3号委員 子ども・子 育て支援に 関する事業 に従事する 者	藤井 光晴 <sup>みつはる</sup>	児童養護施設大隅学舎	
14		軀川 恒 <sup>ひさし</sup>	鹿屋乳児院	
15		吉井 健 <sup>けん</sup>	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 善信 <sup>よしのぶ</sup>	鹿屋市保育会	
17		有川 文人 <sup>ふみと</sup>	鹿屋市学童保育連絡会	
18		曾原 真維子 <sup>まゐこ</sup>	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
19		豎山 恵美 <sup>めぐみ</sup>	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ(母親クラブ)	
20		指宿 章子 <sup>あきこ</sup>	障がい児福祉支援事務所	
21	第4号委員	橋元 直也 <sup>なおや</sup>	鹿屋特別支援学校PTA	
22		川崎 大輔 <sup>だいすけ</sup>	鹿屋市PTA連絡協議会	
23		渡邊 正人 <sup>まさひと</sup>	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24	その他市長 が必要と認 める者	川添 みや子 <sup>みやこ</sup>	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 八郎 <sup>はちろう</sup>	鹿屋市町内会連絡協議会	
26		鹿倉 李恵 <sup>りえ</sup>	鹿屋商工会議所	

【委嘱期間：令和6年5月1日～令和8年4月30日（2年以内）】

# 鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。